

## ドイツ入国時に義務付けられる証明書類について

ドイツ国籍を有する方は有効な旅券があればいつでもドイツに入国することができます。

9月26日（日）をもって日本はハイリスク地域（Hochrisikogebiet）の指定から除外されました。これによって入国の事前に電子的方法による登録（以下「デジタル入国登録」）並びに入国後の隔離義務が免除されます。

2021年8月1日に施行されて以降、12歳以上の方がドイツに入国する際には、**Covid-19の陰性証明書、快復証明書、ワクチン接種証明書**のいずれかを携行することが義務付けられています。

コロナウイルス SARS-CoV-2 に関連し入国に伴う感染リスクに対する保護措置を定めた新規則の条文（以下「コロナ入国規則 – CoronaEinreiseV」）とその根拠は連邦保健省のウェブサイト上の[こちら](#)でご確認いただけます。日本にあるドイツの在外公館では、ワクチン接種証明書、陰性証明書、快復証明書は発行しません。ドイツ入国のための証明書類の有効性に関して法的拘束力をもつ情報を提供できるのは連邦警察のみであり、必要があれば直接連絡をとることができます。入国に関する問い合わせに対して、連邦警察はこちらの[連絡フォーム](#)を開設しています。

証明書の提示義務に関しては、出発前に証明書を提示する必要があるため、利用する航空会社にもあわせてお問い合わせください。なお、航空会社の定める旅客運送に関する規則は、国が定める入国規則と異なる場合があります。

### ➤ 証明書提示義務について

#### 1) ドイツ入国のために **Covid-19 陰性証明書**を必要とする場合

英語、ドイツ語、イタリア語、スペイン語、フランス語のいずれかの言語で記載された PCR 検査または抗原検査の陰性結果を示す証明書には、検体採取日、実施された検査の種類、対象人物の氏名が明記されていなくてはなりません。証明書は紙媒体などの物理的原本、またはデジタル形式で提示するものとします。日本からドイツに到着する場合、陰性証明書は、PCR 検査の場合にはドイツ入国時点前の 72 時間以内、迅速抗原検査の場合は同 48 時間以内に実施されたものでなくてはなりません。この有効時間の計算にあたっては検体採取日時から入国日時までを基準とします。詳細については、連邦保健省のウェブサイト内の[こちら](#)と[こちら](#)、および、ロベルト・コッホ研究所のウェブサイト内の[こちら](#)をご覧ください。

## 2) ドイツ入国のために**ワクチン接種証明書**を提示する場合

ドイツ入国にあたっては、連邦内務省のウェブサイトに掲載されている情報に基づき、ワクチン接種証明書がコロナ入国規則（CoronaEinreiseV）第2条10項の要件を満たしている必要があります。すなわち、コロナウイルス SARS-CoV-2 を対象としたワクチン接種が完全な形で実施されたことを示す証明書でなくてはならず、根拠となるワクチン接種は、[パウル・エーリッヒ研究所のウェブサイト](#)に掲載されているうちのつないしは複数のワクチンを使用して実施され、かつ以下に挙げる条件のいずれかを満たしている必要があります。

- ・ 接種スケジュールの完了に必要な所定回数のワクチンを接種しており、必要とされる最後の接種回から14日以上経過していること
- ・ 治癒した人の場合はワクチンを1回接種していること。治癒した人のワクチン接種状況が完全であることを証するものとして、ワクチン接種の前にCovid-19に感染していたことが証明されていること。これを証明するものとしてPCR検査の陽性結果が提示されていること

ワクチン接種証明書には以下の情報が明記されている必要があります。

- ・ ワクチン接種を受けた人の人定事項、すなわち氏名、生年月日、または携行して入国検査の際に提示する有効な旅券の番号、あるいは写真付きの公的な身分証明書の番号が含まれていること
- ・ ワクチン接種日、接種回数
- ・ ワクチンの名称
- ・ ワクチン接種の対象となる疾患の名称
- ・ ワクチンの接種実施、または接種証明書の発行に責任を持つ個人ないし機関を示す特有の情報、例えば正式な標章や発行者個人の氏名

ワクチン接種が完了していることを示す証明書は、ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語、スペイン語のいずれかの言語で記載されていなくてはなりません。日本語のみで記載されたワクチン接種証明書にドイツ語の簡易翻訳や認証翻訳が添えられたものは認められません。証明書は上記に掲げられた条件を満たした、紙媒体などの物理的原本またはデジタル形式のものが認められます。紙媒体などの物理的原本を写真撮影したものは、旅客運送業者または国際的な越境交通に対する警察管理業務の委託を受けた公的機関に対して審査のために提示するデジタル形式の証明書とはみなされません。デジタル形式による証明書は、権限を有する発行者によってデジタル形式で発行され、デジタル形式で証明対象者に伝送されたものでなくてはなりません。これはコロナ入国規則に定められた一般的な要件であることにご留意ください。デジタル COVID 証明書

に関する EU 規則（DCC-VO）に基づいたデジタル形式の Covid 証明書を発行する際には、より広範な要件を満たす必要があるでしょう。

### 3) ドイツ入国のために**快復証明書**を提示する場合

快復証明書とは、コロナ入国規則に従って、過去に SARS-CoV-2 コロナウイルスに感染したことがあることを証明するものであり、ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語、スペイン語のいずれかの言語で記載されていなくてはなりません。証明書は紙媒体などの物理的原本またはデジタル形式のものが認められます。検査は核酸検出法（PCR、PoC-PCR またはその他の核酸増幅技術を用いた方法）による検体診断で、6 カ月前から 28 日前までの間に実施されたものでなければなりません。

上記の情報についてドイツ大使館は一切の責任を負いませんのでご了承ください。これらの説明はあくまでも理解を深めるための要約であり、各所轄官庁の提供する情報が確定的なものとなります。情勢の変化が激しいため、ドイツ入国に関する法規定について記した本説明書の内容は非常に短期間のうちに変更される可能性があります。

2021 年 9 月 26 日